

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官
(公印省略)

4農振第3001号
国水下事第33号
環循適発第2303232号
令和5年3月30日

各都道府県知事 殿

農林水産事務次官

国土交通事務次官
(公印省略)
環境事務次官
(公印省略)

栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けた
ガイドライン（案）の策定について

近年、瀬戸内海や有明海・八代海、伊勢湾等において、下水放流先の養殖業等に配慮し、関係機関からの要請に基づき、季節別に下水処理水中の栄養塩類濃度を上げることで、水域に不足する窒素やりんを供給する栄養塩類の能動的運転管理の取組が進められてきている。

また、令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により「栄養塩類管理制度」が創設されるなど、生物多様性の確保・水産資源の持続的な利用の観点から「きれいな」だけでなく「豊かな」水環境を求めるニーズが高まっている状況にある。

国土交通省では、栄養塩類の能動的運転管理のさらなる普及・促進や、より効果的・安定的な運転の実現に向けて、「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）」を策定した。

本ガイドラインは、能動的運転管理を実施している自治体のこれまでの運転状況等の調査に基づき、導入に向けた関係機関との連携・調整方法をはじめ、栄養塩類の効果的な排出と安定的な運転方法の確立に向けた道筋を示したものである。

栄養塩類の能動的運転管理について、検討中・実施中の関係者においては、本ガイドラインを参考にされたい。

なお、本ガイドラインの運用に当たっては、適切な頻度で運転状況をフォローアップするとともに、新たな知見の蓄積等が見込まれる場合には、随時内容を拡充・見直し・改訂することとしている。

また、各都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知いただくようお願いする。

- 「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）」
掲載ホームページ
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000379.html

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱の一部改正について

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第130号農林水産事務次官通知、国水下事第3号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604202号環境事務次官通知）を別添のとおり改正したので、通知します。

なお、貴都道府県内の市区町村及び関係機関に対して、この旨を周知いただきますようお願いします。

| | 改 正 後 | 現 行 |
|--------------|--|--|
| 第13～第15 (略) | 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るもの実施については、なお従前の例による。 | ただし、所管大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めるものについては、交付金事業等の完了日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとすることができる。 |
| 第13～第15 (略) | 第13～第15 (略) | ただし、所管大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めるものについては、交付金事業等の完了日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとすることができる。 |
| 附 則 | | |
| 第1 通 则 | 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るもの実施については、なお従前の例による。 | ただし、所管大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めるものについては、交付金事業等の完了日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとすることができる。 |
| 第2 ～ 第11 (略) | 第2 ～ 第11 (略) | 第2 ～ 第11 (略) |
| 第12 実績報告 | 別紙 ○ 地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け、28農振第130号農林水産事務次官通知)新旧対照表 (下線部分は改正部分) | 第12 実績報告 別紙 ○ 地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け、28農振第130号農林水産事務次官通知)新旧対照表 (下線部分は改正部分) |
| 第1 通 则 | 地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ(2)に規定する事業に係る デジタル 田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年1月25日付け府地創第414号、府地創事第878号内閣府事務次官通知、4農振第2457号農林水産事務次官通知、国総政第31号国土交通事務次官通知、環循適達第2301251号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6_2_2)②に定める地方創生污水处理施設整備推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、法、地域再生法施行令(平成17年政令第151号。以下「令」という。)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)、制度要綱、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。 | 地城再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ(2)に規定する事業に係る 地方創生 推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環循対策第1604201号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6_2_2)に定める地方創生污水处理施設整備推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、法、地城再生法施行令(平成17年政令第151号。以下「令」という。)、地城再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)、制度要綱、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。 |
| 第12 実績報告 | 別紙 ○ 地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け、28農振第130号農林水産事務次官通知)新旧対照表 (下線部分は改正部分) | 別紙 ○ 地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け、28農振第130号農林水産事務次官通知)新旧対照表 (下線部分は改正部分) |

平成28年4月20日
28農振第130号
国水下事第3号
環廃対発第1604202号

最終改正 令和5年3月30日
4農振第3001号
国水下事第33号
環循適発第2303232号

農林水産事務次官
国土交通事務次官
環境事務次官

第1 通 則

地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ(2)に規定する事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号内閣府事務次官通知、4農振第2457号農林水産事務次官通知、国総政第31号国土交通事務次官通知、環循適発第2301251号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6_2_2) ②に定める地方創生汚水処理施設整備推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、法、地域再生法施行令(平成17年政令第151号。以下「令」という。)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)、制度要綱、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる施設

交付金の交付対象となる施設は、令第3条第2項で定める施設のうち、同一の事業主体(一部事務組合及び当該一部事務組合を組織する市町村を事業主体とする場合を含む。)が2以上の施設を汚水処理の普及拡大のために総合的に整備する場合における別表1に掲げる要件に該当する施設(以下「対象施設」という。)をいう。

また、交付金を充てて行う事業に要する経費については、他の法令の規定及び他の要綱等に基づく国の補助は行わないものとする。

2 事業主体

事業主体は、法第8条第1項に規定する認定地方公共団体のうち、市町村又は一部事務組合とする。

| | | 現 行 | | (下線部分は改正部分) |
|---|-------------|---|-------------|-------------|
| | | 改 正 後 | | |
| 別表1 | | 別表1 | | |
| 施 設 | 要 件 | 施 設 | 要 件 | |
| 1・2 (略) | (略) | 1・2 (略) | (略) | |
| 3 净化槽 | (1)・(2) (略) | 3 净化槽 | (1)・(2) (略) | |
| (3) 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び汚水処理施設整備に向けた浄化槽整備加速化事業の対象となる浄化槽。 | | (3) 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の対象となる浄化槽。 | | |
| (4) 浄化槽設置整備事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び汚水処理施設整備に向けた浄化槽整備加速化事業の対象となる浄化槽。 | | (4) 浄化槽設置整備事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の対象となる浄化槽。 | | |

別表2 (略)

| 別表2 (略) |
|---------|
|---------|

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、2の事業主体とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、別表1の施設の区分に従い、集落排水施設の整備に係るものについては農林水産大臣が行い、公共下水道の整備に係るものについては国土交通大臣が行い、浄化槽の整備に係るものについては環境大臣が行うものとする。

ただし、第6の2の規定に基づき、交付された交付金が、対象施設のうち、当初予定されていた施設（以下「当初予定施設」という。）以外の対象施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合には、交付金の交付の事務は当該当初予定施設に係る交付金の交付決定を行った大臣が行うものとする。

第4 交付金の交付期間

第3の交付金の交付を行う大臣（以下「所管大臣」という。）が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、第2の2の事業主体が作成した法第5条第16項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の交付限度額は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \text{公共下水道の交付限度額} + \text{農業集落排水施設の交付限度額}$$

$$+ \text{漁業集落排水施設の交付限度額} + \text{浄化槽の交付限度額}$$

この場合において、それぞれの施設の交付限度額は次に掲げるとおりとする。

$$\text{公共下水道の交付限度額} = p \times 1/2 + t1 \times 5.5/10 + t2 \times 1/2 + t3 \times 1/2$$

p:別表1の1(1)に定める下水道管渠の整備に係る事業費の補助分相当額※

t1:別表1の1(1)に定める終末処理場の整備に係る事業費の補助分相当額のうち処理施設に係る事業費

t2:別表1の1(1)に定める終末処理場の整備に係る事業費の補助分相当額のうちt1以外のもの

t3:別表1の1(2)に定める受入施設の整備に係る事業費

※下水道施設と他の汚水処理施設等の統合に必要となる管渠及びポンプ施設については昭和46年建設省告示第1705号第6項に定める主要な管渠の範囲にかかわらず、当該施設の整備に係る事業費を補助分相当額に含めることができる。

農業集落排水施設の交付限度額=(別表1の2(1)及び(2)に定める農業集落排水施設の整備に係る事業費の補助分相当額)×1/2

漁業集落排水施設の交付限度額=(別表1の2(3)及び(4)に定める漁業集落排水施設の整備に係る事業費の補助分相当額)×1/2

浄化槽の交付限度額=Σ((別表1の3(1)及び(2)に定める浄化槽の区分ごとに浄化槽の整備に係る交付対象事業費)×(区分毎の基数))×1/3+(別表1の3(3)及び(4)に定める

浄化槽の整備に係る交付対象事業費)×(基数)×1/2

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$Zi = Si \times ti - qi$$

Zi:i施設の単年度交付額

Si:i施設の交付限度額

ti:i施設に交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

qi:i施設に前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率:i施設の交付対象事業費に対する執行事業費の割合

2 交付金の他の施設への充当

交付金の交付後、所管大臣が異なる対象施設において当該年度に達成すべき進捗率に変更があった場合、当該年度の交付額の1/2未満で、かつ、他の施設の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てができる。ただし、他の施設への充当を行なうに際しては、施行区域を明確に区分すること等により、他の大臣が所管する交付金との混合を避けるものとする。

3 交付金の交付額の調整

認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合又は2に規定する交付金の他の施設への充当があつた場合には、交付金を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交付金の交付の目的に反しない限りにおいて、次年度以降受けようとする交付金額を調整することができる。また、所管大臣は、交付する交付金について、1の規定により算出される当該年度に交付すべき金額と同年度に実際に交付した金額の差額を勘案して、第5の規定による交付金の交付限度額の範囲内で次年度以降に交付する交付金の金額を調整することができる。ただし、この場合においても当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることができない。

第7 指導監督費

所管大臣は、都道府県に対し、工事費及び事務費と別に、指導監督費（適正化法第26条第2項の規定により都道府県が行うこととなった事務に要する経費をいう。）を交付することができる。ただし、集落排水施設及び浄化槽の整備に係る指導監督費は当該事務に要する経費の2分の1以内とする。

第8 交付申請

適正化法第5条、適正化法施行令第3条、農林交付規則第2条又は国土交付規則第3条及び第4条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付申請者は、毎年度、所管大臣が別に定める日までに、第3に定める区分にしたがって、各所管大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第9 変更交付申請

1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び農林交付規則第3条第1号又は国土交付規則第5条第1項の規定により承認を受けようとする場合には、所管大臣に対し、第3に定める区分にしたがって、

別に定める交付決定変更申請書を提出するものとする。

- 2 適正化法第7条第1項第1号及び第3号に規定する軽微な変更は、第6の2によるもののほか、別表2のとおりとする。

第10 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、所管大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第11 遂行状況報告

適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から12月31日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の1月31日までに、所管大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

第12 実績報告

適正化法第14条、適正化法施行令第8条及び農林交付規則第6条又は国土交付規則第9条の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する国の会計年度の4月10日のいずれか早い期日までに、所管大臣に対し、別に定める実績報告書その他参考となるべき資料を添えて提出して行うものとする。

ただし、所管大臣が、この期目によることが困難な特別の事由があると認めるものについては、交付金事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとすることができます。

第13 財産の処分

適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣の定める財産は、一件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第14 交付金の経理

事業主体及び第7の指導監督費の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、認定地域再生計画の交付期間終了後5年間保存しなければならない。

第15 雜 則

- 1 事業主体は、事業主体の自主性裁量性により、自ら基礎数値等を決定し、現時点で最も効率的な事業手法を選択することが可能であり、整備手法が都道府県構想と異なる場合は、次回の都道府県構想見直し時に反映するものとする。
- 2 事業主体は、地域再生計画に基づき整備された汚水処理施設に関し、法律に定められた水質検査、維持管理等が確実に行われ、かつ、その結果に基づく改善措置がとられていることについて責任をもって対応するものとする。

附 則(平成28年 4月20日付け)

- 1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、汚水処理施設整備交付金交付要綱(平成17年4月22日付け)17農振第167号、国都下事第18号、環廃対発第15040932号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)による改正前の法第13条第2項第2号に基づく汚水処理施設整備交付金(2のただし書に規定するものを除く。)については、第1に規定する交付金として本要綱に基づき交付するものとする。

附 則(令和3年3月29日付け)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るもの実施については、なお従前の例による。

別表1(交付金を充てて整備する施設の要件)

| 施 設 | 要 件 |
|----------|---|
| 1 公共下水道 | (1)下水道法第2条第3号の公共下水道であって、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道。 (2)(1)の施設において、他の汚水処理施設等から発生する汚泥等を共同処理するために必要な受入施設。 |
| 2 集落排水施設 | (1)農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号)の別紙4-1及び4-2に定める実施要件を満たす農業集落排水施設。 (2)沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)の別紙6及び7に定める実施要件を満たす農業集落排水施設。 (3)農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号)の別紙10に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設。 (4)沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)の別紙14に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設。 |
| 3 净化槽 | (1)循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知)及び循環型社会形成推進交付金交付取扱い要領(平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によって定められた公共净化槽等整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「公共净化槽等整備推進事業実施要綱」という。)、公共净化槽等整備推進事業実施要綱の取扱いについて(平成18年4月21日付け環廃対発第060421005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課净化槽推進室長通知)に適合する净化槽。(ただし、(3)に定める净化槽を除く。) (2)循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知)及び循環型社会形成推進交付金交付取扱い要領(平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によって定められた净化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「净化槽設置整備事業実施要綱」という。)、净化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて(平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課净化槽推進室長通知)に適合する净化槽。(ただし、(4)に定める净化槽を除く。) (3)公共净化槽等整備推進事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり净化槽整備推進事業及び汚水処理施設概成に向けた净化槽整備加速化事業の対象となる净化槽。 (4)净化槽設置整備事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり净化槽整備推進事業及び汚水処理施設概成に向けた净化槽整備加速化事業の |

対象となる净化槽。

別表2(軽微な変更)

| 施設 | 軽微な変更に係る規定 |
|--------|---|
| 公共下水道 | 国土交付規則第6条に定める変更 |
| 集落排水施設 | 農林交付規則第3条第1項ロに定める変更であつて下記に掲げる変更 農業集落排水施設 事業主体の変更以外の変更 |

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国水下事第40号
令和5年3月31日

国土交通省 水管理・国土保全局長
(公印省略)

下水道広域的災害対応支援事業実施要綱の施行について（通知）

下水道広域的災害対応支援事業の交付に関して、「下水道広域的災害対応支援事業実施要綱」を別添のとおり定め、令和5年3月31日より施行することとしましたので、通知します。

つきましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知方をお願いいたします。

下水道広域的災害対応支援事業 実施要綱

第1 通則

下水道広域的災害対応支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

本事業は、大規模災害による下水道施設被害からの早期復旧のため、地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とした下水処理機能の確保に必要な施設整備等を支援することを目的とする。

第3 事業主体

本事業の事業主体は、以下に該当するものとする。

- 都道府県
- 地方共同法人 日本下水道事業団（以下「日本下水道事業団」という。）
- 市町村のうち、下水道事業を実施しており、かつ、他の市町村への災害時支援に関する協定を締結しているもの

第4 対象事業

本事業の対象となるのは、災害時に下水処理機能の確保に必要となる施設整備や設備を配備する事業とする。

第5 下水道広域的災害対応支援事業計画の策定

事業主体は、下水道広域的災害対応支援事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。

第6 国の補助

国は、事業主体に対し以下により経費の一部を補助することができる。

(1) 補助対象範囲

- 災害時に下水処理機能の確保に必要となる以下の施設の整備や設備の配備
- ①災害時対応型水処理施設（可搬式）
 - ②高揚程ポンプ

第7 下水道広域的災害対応支援事業計画の公表

事業主体は、下水道広域的災害対応支援事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

都道府県下水道担当部長殿
政令指定都市下水道担当局長殿
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)
日本下水道事業団事業統括部長殿

第8 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県又は日本下水道事業団に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 国土交通大臣は都道府県又は日本下水道事業団に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長
(公印省略)

下水道広域的災害対応支援事業実施要綱の運用について

第9 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

令和5年3月31日付国水下事第40号により、下水道広域的災害対応支援事業実施要綱の施行について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、各都道府県におかれましては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いする。

記

1. 定義

- (1) 「災害時対応型水処理施設（可搬式）」とは、災害による被災等により損なわれた下水処理機能を確保するために、事業主体が運搬、設置する可搬式の水処理施設とする。
- (2) 「高揚程ポンプ」とは、災害による被災等により損なわれた下水処理機能を確保するために必要となる、揚程20m以上のポンプとする。

2. 下水道広域的災害対応支援事業計画の内容

下水道広域的災害対応支援事業計画に定める主な事項は以下のとおりとする。

- ①事業主体
- ②事業の目的
- ③事業の内容及び年度計画
- ④補助金の算定根拠
- ⑤事業採算性の確認

⑥費用効果分析の結果

3. 下水道広域的災害対応支援事業計画と下水道法事業計画との関係

地方公共団体が下水道広域的災害対応支援事業計画に位置付けた施設は、速やかに下水道法事業計画に位置付けることとする。

(様式) 下水道広域的災害対応支援事業 (○○○○○○○○○○○○事業)

事業計画書

1 事業主体

2 事業の目的

(記載例)

○○は、広域的に発生した災害に対し○○○を支援するため、下水処理機能の確保に必要となる施設の整備や設備の配備を行うものとする。

3 事業の内容及び年度計画

(1) 事業内容

広域的災害に備えた以下の施設整備及び設備の配備

- ・災害時対応型水処理施設（可搬式）：○基（処理能力 ○○m³/日）
- ・高揚程ポンプ：○台（揚程○m、φ○、排水能力○m³/分）

(2) 支援対象となる地方公共団体

・

(3) 施設等の設置・保管箇所

・

(4) 年度計画

令和○年度：災害時対応型水処理施設の設置、高揚程ポンプの配備

令和○年度～令和○年度：施設・設備の運用

4 補助金の算定期拠

総事業費 約○○億円

単位：百万円

| 年度 | R○ | R○ | R○ | 計 | 備考 |
|-------------|----|----|----|---|----|
| 総事業費（税込） | | | | | |
| 災害時対応型水処理施設 | | | | | |
| 高揚程ポンプ | | | | | |

5 事業採算性の確認

(記載例)

導入費用（約〇〇億円）に対し、個々の自治体が同様の施設・設備を整備し有事に備える場合に必要となる施設の整備費等（約〇〇億円）や必要となる維持管理費の縮減（〇〇万円／年、〇〇年間）などにより、将来にわたる事業採算性を確認している。

6 費用効果分析の結果

B／C : ●. ● (B : 総便益●億円、 C : 総費用●億円)

国水下事第41号
令和5年3月31日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長
(公印省略)

位置図

下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱の一部改定について

下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業の交付に関して、「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱」を一部改定したので、別添のとおり通知します。

つきましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知方をお願いいたします。

下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱

第1 通則

下水道床上浸水対策事業及び事業間連携下水道事業（以下「下水道床上浸水対策事業等」という。）の実施に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

1. 下水道床上浸水対策事業

下水道床上浸水対策事業は、駅の周辺地区に代表される浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区で、大規模な床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の防止・軽減を図るために、下水道整備による浸水対策を計画的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする。

2. 事業間連携下水道事業

事業間連携下水道事業は、内水浸水の実績がある地区、内水浸水による重要施設の被害が想定される地区的浸水被害の防止・軽減を図るために、下水道整備を河川事業と一緒に計画的・集中的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする。

第3 定義

1. 下水道床上浸水対策事業

この要綱において、「下水道床上浸水対策事業」とは、「下水道床上浸水対策計画」に基づき、以下に該当する地区的浸水被害の防止・軽減を目的として、浸水対策を行う事業である。

- ・ 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - (ア) 過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上発生した地区
 - (イ) 内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区

2. 事業間連携下水道事業

この要綱において、「事業間連携下水道事業」とは、「事業間連携計画」及び「事業間連携下水道事業計画」に基づき、以下のいずれかに該当する地区的浸水被害の防止・軽減を目的として、河川事業と連携しながら浸水対策を行う事業である。

- (ア) 過去概ね10年間に、内水氾濫による延べ浸水被害戸数が25戸以上発生した地区
- (イ) 内水氾濫により、要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設が浸水する恐がある地区

第4 事業主体

下水道床上浸水対策事業等の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

第5 事業計画の策定

1. 事業主体は、下水道床上浸水対策計画又は事業間連携下水道事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。
2. 下水道床上浸水対策計画及び事業間連携下水道事業計画に定める主な事項は次のとおりとする。
 - (1) 対象地区の概要
 - (2) 整備目標
 - (3) 事業内容及び年度計画
 - (4) 費用効果分析の結果
3. 下水道床上浸水対策計画及び事業間連携下水道事業計画の計画期間は概ね5年以内とする。
4. 事業間連携下水道事業計画を作成する際は、事業間連携計画についても作成し、事業間連携下水道事業計画と合わせて提出するものとする。

第6 国の補助

国は、事業主体に対し以下により経費の一部を補助することができる。

- (1) 補助対象範囲
 - 防災・安全社会資本整備交付金、社会資本整備総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業のうち、基幹事業の下水道浸水被害軽減総合事業に該当する事業で、雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業とする。
- (2) 補助率等
 - 国の補助に係る補助率については、各基幹事業の規定によるものとする。

第7 事業計画の公表

事業主体は、下水道床上浸水対策計画又は事業間連携計画及び事業間連携下水道事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第8 監督等

1. 國土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する下水道床上浸水対策事業等に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する下水道床上浸水対策事業等の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 國土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する下水道床上浸水対策事業等につき、下水道床上浸水対策事業等の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その下水道床上浸水対策事業等を検

査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第9 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村(特別区を含む。)に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

附則 (平成31年3月29日付け国水下事第71号)

本要綱は、平成31年3月29日から適用する。

附則 (令和5年3月31日付け国水下事第41号)

本要綱は、令和5年3月31日から適用する。

国水下事第48号
令和5年3月31日

都道府県下水道担当部長殿
政令指定都市下水道担当局長殿
(以上地方整備局等)

下水道事業担当部長等経由

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱の運用について

令和5年3月31日付国水下事第41号により、下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしくお願ひする。

記

1. 定義

- (1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。
- ・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
 - ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど)を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
 - ・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。
- ・対象とする地区への降雨に対して、その地区的特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
 - ・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認するものとする。

2. 下水道床上浸水対策計画・事業間連携下水道事業計画の内容

- (1) 対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表するものとする。
- (2) 下水道床上浸水対策計画及び事業間連携下水道事業計画は、以下の事項を定める。
なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
- ① 対象地区の概要及び選定理由
 - ② 整備目標
 - ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
 - ④ 事業内容及び年度計画
 - ⑤ 整備効果
 - ⑥ 放流先河川との調整状況
 - ⑦ その他必要な事項

3. 事業間連携計画の作成

- (1) 事業間連携下水道事業の事業主体は、連携する事業主体と協議の上、本事業に係る事業間連携計画を作成し、別記様式により各地方整備局等経由で国土交通本省に提出するものとする。
- (2) 連携する事業主体との協議は、連携する事業主体（事業間連携計画を作成する時点において既に事業が採択されている主体を除く。）のうち合計の事業規模が最も大きな事業主体（変更の場合は、変更を生じた事業の主体）が発議して行うことを基

本とする。

- (3) 100mm/h安心プランに登録された地域で本事業を実施する場合には、100mm/h安心プランを事業間連携計画の代わりとすることができる。

4. 下水道床上浸水対策計画・事業間連携下水道事業計画と下水道法事業計画との関係

下水道床上浸水対策計画及び事業間連携下水道事業計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

事務連絡
令和5年4月3日

記

1. 事業計画について

(1) 対象団体

公害財特法の失効後において、以下の要件のいずれかに該当する地方公共団体を対象団体とする。

- ① 失効前の公害財特法に基づく公害防止対策事業計画についての環境大臣の同意基準（「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）（別紙1））を満たす地方公共団体

※令和3年4月1日現在の対象団体については、環境省より別途通知済。

- ② 失効前の公害財特法に基づく総務大臣指定事業の基準（「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第4項の規定に基づく総務大臣の指定基準について」（平成23年10月決定）（別紙2））を満たす事業を実施する地方公共団体

(2) 対象事業

過去に実施した公害防止対策事業と同種かつ一体性がある事業を対象事業とする。

(3) 提出物

・事業計画

※ 令和4年度は実績ベースに修正し、令和5年度以降の事業費も変更があれば修正願います。

※ 昨年度提出した事業計画から修正がない場合も、特別交付税の算定や地方債の協議等の基礎資料となりますので、実績等を更新の上、提出願います。

・参考資料

・更新事業内訳表（下水道事業のみ）

(4) 提出方法

メールにて総務省自治財政局調整課担当者宛に送付すること。

なお、指定都市を除く市町村分は、都道府県がとりまとめの上、提出すること。

(5) 提出期限

令和5年度：5月12日（金）

令和6年度～令和7年度：毎年度5月上旬予定

2. 事業計画の提出及び確認等に係る手続き

- ① 地方公共団体は、事業所管省庁と調整の上、令和6年度以降の事業見込みを含めて作

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置の対象事業に係る事業計画の提出等について（令和5年度）

「「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について（通知）」（令和3年4月1日総財調第6号、総財準第125号、2農振第3721号、2水港第2935号、国水環第154号、国水下事第74号、国港計第49号、環政計発第2103299号）において通知したとおり、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）の失効後一定期間、財政措置を講ずることとしていますので、対象となる地方公共団体は、令和5年度以降の財政措置の対象事業に係る事業計画について、下記により提出をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対して本事務連絡について速やかに周知いただくとともに、適切なご助言をお願いします。

- 成した事業計画を総務省自治財政局調整課に提出すること。
- ※ 次年度以降も継続して事業を実施する場合は、毎年度、事業所管省庁と事前に協議を行うこと。
- ② 総務省自治財政局調整課及び事業所管省庁において、対象事業の確認を行い、総務省及び事業所管省庁の連名で対象団体に確認結果を通知する。

| |
|---|
| (連絡先) |
| 総務省自治財政局調整課 担当：田中課長補佐、村上事務官 TEL : 03-5253-5619 (直通) Mail : chousei01@soumu.go.jp |
| 総務省自治財政局準公営企業室 担当：村田課長補佐、宮本係長 TEL : 03-5253-5642 (直通) |
| 農林水産省農村振興局整備部防災課 担当：伊藤課長補佐、高橋係長 TEL : 03-3502-6430 (直通) |
| 水産庁漁港漁場整備部計画課 担当：落野計画官、河本係長 TEL : 03-6744-2387 (直通) |
| 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 担当：和田企画専門官、伊藤係長 TEL : 03-5253-8447 (直通) |
| 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 担当：大上課長補佐、岡係長 TEL : 03-5253-8430 (直通) |
| 国土交通省港湾局計画課 担当：的野課長補佐、古澤係長 TEL : 03-5253-8668 (直通) |
| 環境省大臣官房地域政策課 担当：吉本課長補佐、嘉戸事務官 TEL : 03-5521-8232 (直通) |

| | | | |
|----------------|-----------|------------|-----------|
| (1) 事業の名称、事業年度 | (2) 環境の状況 | (3) 事業の必要性 | (4) 事業の効果 |
| | | | |

(5) 事業の概要 ②令和5年度事業

イ 概 要

ロ 財源内訳

(単位：千円)

| 地域名 | 区分 | 事業費 | 内訳 | | | |
|-----|----|-----|-------|-------|-----|----------|
| | | | 事業者負担 | 国庫補助金 | 地方債 | その他の特定財源 |
| 事業費 | | | | | | |
| 内訳 | | | | | | |

(5) 事業の概要 ①全体計画

イ 概 要

ロ 事業者負担の内容

| ハ 全体計画 | 地域名 | 区分 | 全体計画 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | | (実績) | (予定) | (予定) | (予定) |
| 事業費 | 事業者 | | | | | | |
| 負担 | 国(見込み)※1 | | | | | | |
| 区 | 都道府県 | | | | | | |
| 分 | 市町村 | | | | | | |
| 事業量※2 | | 千m ³ |

(参考資料)

(6) 事業実施までの法手続等

年 月 日

手

続

備 考

10 of 10

112

| | |
|----------------------------------|---------------------|
| 事業計画に計上して いる総事業費 (流域負担金除く) | 左記に流域負担金 を含む総事業費 |
| 0.0 | 0.0 |

| | |
|-------|-------|
| ①總事業費 | ②新設事業 |
| | |

①総事業費
②新設事業

○整理用

○その他

○事務費

○流域負担金

更新事業内訳表(①全体計画)

卷之三

(単位: 百万円)

| | |
|-----|-----|
| 0.0 | 0.0 |
|-----|-----|

①総事業費
②新設事業

①新設事業

○處理場

○その他

○事務費

○流域負担金

事務連絡
令和5年4月3日

各都道府県下水道関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市下水道関係所管課
各指定都市財政担当課

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課
総務省自治財政局準公営企業室

緊急自然災害防止対策事業債における
下水道に係る事業の取扱いについて（周知）

令和5年度地方債同意等基準（令和5年総務省告示第171号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、下水道に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

- ① 雨水公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号（以下「法」という。））第2条第3号ロに規定するもの。以下同じ。）及び都市下水路（法第2条第5号に規定するもの。以下同じ。）に係る管渠、ポンプ施設、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設等
- ② 公共下水道（法第2条第3号イに規定するもの。以下同じ。）に係るポンプ施設（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設

(2) 対象事業

- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される

地方単独事業（国庫補助の要件を満たさないものに限る。）で、(1) ①に掲げる施設の整備事業。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

- 雨水公共下水道
 - ・ 口径300mm未満のもの（町村の場合）
- 都市下水路
 - ・ 事業費が概ね3億円未満のもの

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、(1) ①に掲げる施設の整備事業のうち、国庫補助の要件を満たすもの及び(1) ②に掲げる施設の整備事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市町村の事業及び令和5年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

- 雨水公共下水道
- 都市下水路
- 公共下水道（浸水対策）

(3) 財政措置

充当率100%（公共下水道は（2）の対象事業の実施に要する経費についての下水道事業会計への一般会計繰出金に充当）、元利償還金に対する交付税措置率70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1）（2）（3）について、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、(1) (2) の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。

(別紙)

(4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。

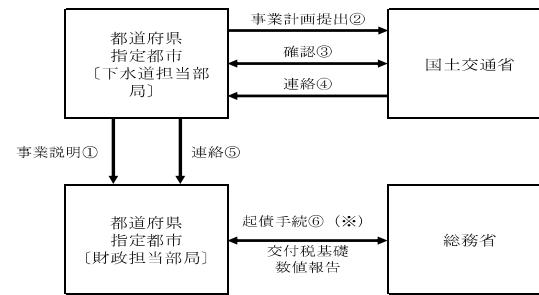
(5) 市町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

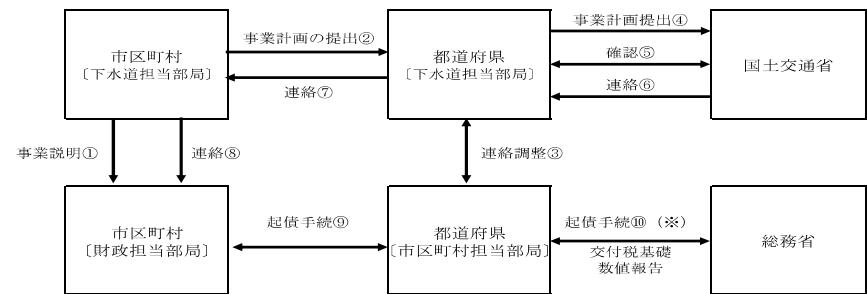
<事業の実施に関すること>
(雨水公共下水道、都市下水路、公共下水道)
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
課長補佐 大上、計画調整係長 岡
TEL:03-5253-8430（直通）（内線 34242、34235）
<公共下水道事業の対象施設に関すること>
総務省自治財政局準公営企業室 阪上
TEL:03-5253-5642（直通）（内線 23457）
<事業債の制度に関すること>
総務省自治財政局地方債課 村山
TEL:03-5253-5629（直通）

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

各都道府県環境担当課
各都道府県下水道関係所管課
各都道府県集落排水施設担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市環境担当課
各指定都市下水道関係所管課
各指定都市集落排水施設担当課
各指定都市財政担当課

事務連絡
令和5年4月3日

御中

環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課
農林水産省 農村振興局 整備部 設計課
水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課
林野庁 森林整備部 整備課
総務省 自治財政局 財務調査課
総務省 自治財政局 公営企業課
総務省 自治財政局 公営企業経営室
総務省 自治財政局 準公営企業室

脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて
(周知)

令和5年度地方債同意等基準（令和5年総務省告示第171号）等に定める脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）については、環境省、国土交通省、農林水産省、水産庁、林野庁及び総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 脱炭素化推進事業債に係る制度概要

(1) 対象事業

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同条第2項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画（事務事業編）」という。）に基づいて行われる脱炭素化のための地方単独事業のうち、以下の事業とする。

① 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設

備等）並びに再生可能エネルギー設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管及びEMS（エネルギー・マネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。）

② 公共施設若しくは公用施設を地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に定めるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準相当に適合させるための改修又はZEB基準相当に適合する公共施設若しくは公用施設の新築、増築若しくは改築事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業

a 空気調和設備その他の機械換気設備

b 照明設備

c 給湯設備

d 昇降機

e 太陽光発電設備及びコーポレート・ソーシャル・レスponsibility（売電を主たる目的とする場合を除く。）

f BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）

③ 公共施設又は公用施設を省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業

a 空気調和設備その他の機械換気設備

b 照明設備

c 給湯設備

d 昇降機

e コーポレート・ソーシャル・レスponsibility（売電を主たる目的とする場合を除く。）

f BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）

④ 公共施設又は公用施設へのLED照明の導入のための改修事業

⑤ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入に限る。）及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備に関する事業

(2) 公共施設等総合管理計画に関する要件等

(1) ①及び②について、公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築に係る事業である場合には、当該公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築を含めた当該地方公共団体の公共施設等全体として、公共施設等総合管理計画に定める公共施設等の数・延べ床面積に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標等に沿っていると認められること。

(3) 第三者認証に関する要件

(1) ②及び③については、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証制度のうち、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者認証を受けている公共施設又は公用施設に係る事業であること。

(4) 再生可能エネルギーの自家消費等に関する要件等

発電設備については、公共施設又は公用施設に電力を供給（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を含む。以下同じ。）することを主たる目的とするものであり、売電を主たる目的とするものではないこと。具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は対象外である。

熱利用設備については、公共施設又は公用施設で熱利用を行うものであること。熱導管については、公共施設又は公用施設に熱供給を行うために整備するものに限られること。

(5) 財政措置

- (1)①及び(1)②：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率50%
- (1)③及び(1)④：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%*
- (1)⑤：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30%

* 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。なお、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率は、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

(6) 事業期間：令和7年度まで

2. 公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る制度概要

(1) 対象事業

実行計画（事務事業編）に基づいて行われる脱炭素化のための事業のうち、以下の事業とする。

- ① 太陽光発電設備及び太陽光発電設備に付随する蓄電池、自営線、EMS（エネルギー・マネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。）
- ② 地球温暖化対策計画に定めるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準相当に適合させるための改修又はZEB基準相当に適合する公営企業施設の新築、増築若しくは改築事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業
 - a 空気調和設備その他の機械換気設備
 - b 照明設備
 - c 給湯設備
 - d 昇降機
 - e 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場

合を除く。）

f BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）

- ③ 省エネルギー基準に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業

a 空気調和設備その他の機械換気設備

b 照明設備

c 給湯設備

d 昇降機

e コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）

f BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）

- ④ ③に掲げる設備以外の設備に係る省エネルギー改修事業（省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入等）であって、設備を改修することで、改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる事業（売電を主たる目的とする設備の改修を除く。）

- ⑤ LED照明の導入のための改修事業

- ⑥ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入に限る。）及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備に関する事業

- ⑦ 水道事業（上水道事業）及び工業用水道事業における小水力発電のための設備並びに小水力発電のための設備に付随する蓄電池、自営線及びEMS（エネルギー・マネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。）

- ⑧ 交通事業（自動車運送事業）における電動バスの導入（電気バス、燃料電池バス及びプラグインハイブリッドバスの導入に限る。）及び電動バスに充電を行うための充電設備の整備に関する事業

- ⑨ 下水道事業^{※1}における次に掲げる設備並びに当該設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管及びEMS（エネルギー・マネジメントシステム）等の整備に関する事業

ア 下水汚泥^{※2}のエネルギー利用（バイオガス発電（売電を主たる目的とする場合を除く。）又は固形燃料化）のための設備

イ 下水熱の利用のための設備

ウ 下水汚泥資源の肥料利用（汚泥の肥料利用又はリン回収）のための設備

エ 一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備

※1 下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の整備に要する経費を対象とするものとする。

※2 下水汚泥については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設から発生する汚泥とするものとする。

※3 ①から⑧までについて、地方単独事業を対象とするものであること。⑨については、国

庫補助事業及び地方単独事業を対象とするものであること。

(2) 公共施設等総合管理計画に関する要件等

(1)①及び②について、公営企業施設の新築、増築又は改築に係る事業である場合には、当該公営企業施設の新築、増築又は改築を含めた当該地方公共団体の公共施設等全体として、公共施設等総合管理計画に定める公共施設等の数・延べ床面積に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標等に沿っていると認められること。

(3) 第三者認証に関する要件

(1)②及び③については、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づく第三者認証制度のうち、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者認証を受けている公共施設又は公用施設に係る事業であること。

(4) 再生可能エネルギーの自家消費等に関する要件等 ((1)⑨アにおけるバイオガス発電を除く)

発電設備については、公営企業施設に電力を供給することを主たる目的とするものであり、売電を主たる目的とするものではないこと。具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は対象外である。

(5) バイオガス発電の自家消費等に関する要件等

(1)⑨アにおけるバイオガス発電については、公営企業施設に電力を供給することを主たる目的とするものであり、売電を主たる目的とするものではないこと。具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は対象外である。

(6) 下水汚泥のエネルギー利用及び下水汚泥資源の肥料利用に関する要件等 ((5)の要件を確認した場合を除く)

(1)⑨ア及び⑨ウについては、バイオガス、固形燃料、下水汚泥肥料又はリンの生産量が利用見込みに対して妥当な規模であること。

(7) 下水熱の利用に関する要件等

(1)⑨イについては、下水熱に係る熱回収量が利用見込みに対して妥当な規模であること。

(8) 一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備に関する要件等

(1)⑨エについては、一酸化二窒素排出量0.645kg/t-wet以下であることを前提とし、廃熱回収率40%以上かつ消費電力量削減率が25%以上の設備が対象である。なお、廃熱回収とは、焼却プロセスにおける廃熱回収（空気余熱器や白煙防止用熱交換器及び乾燥用熱交換器による排ガスからの熱回収、廃熱の有する熱エネルギーの過給機への利用等）、廃熱発電（売電を主たる目的とする場合を除く。）、消化槽加温及び地域熱供給（空調利用、ロードヒーティング

等）等のことを指す。また、処理施設の処理能力が計画汚泥量に対して妥当な規模であること。

(9) 財政措置

(1)①、②、⑦及び⑨：充当率50%^{*1}、元利償還金に対する交付税措置率50%
 (1)③、④及び⑤：充当率50%^{*1}、元利償還金に対する交付税措置率30～50%^{*2}
 (1)⑥：充当率50%^{*1}、元利償還金に対する交付税措置率30%
 (1)⑧：一般車両を導入する場合に比して増加する経費に充当、車両導入費に係る元利償還金に対する交付税措置率30%^{*3}

※1 残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当する。

※2 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

※3 燃料電池バスをリースにより導入する場合は車両導入費の30%を特別交付税措置

(10) 事業期間：令和7年度まで

3. 脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）における手続き（別紙1参照）

(1) 地方公共団体は、起債協議前に下記に掲げる(ア)～(オ)の提出書類（以下「提出書類」という。）を環境省及び総務省の下記担当（環境省においては、別紙2に記載の支分部局）に、電子メールにより提出する。

また、事業内容が2. (1)⑨に該当する場合には、起債協議前に下記に掲げる提出書類（(ア)のみ）を国土交通省、農林水産省、水産庁又は林野庁の下記担当（国土交通省及び農林水産省においては、別紙2に記載の支分部局）に、電子メールにより提出する。

(ア)確認書（別添様式1及び2）

○対象団体

令和5年度に脱炭素化推進事業債又は公営企業債（脱炭素化推進事業）の起債を予定する地方公共団体

※ 公営企業債（脱炭素化推進事業）については、地方債協議に当たっての事業区分ごとに別葉で作成すること。

(イ)実行計画（事務事業編）

○対象団体

令和5年度に脱炭素化推進事業債又は公営企業債（脱炭素化推進事業）の起債を予定する地方公共団体

(ウ)公共施設等総合管理計画

○対象団体